

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
規則	ページ
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示	(治山林道課) 1
○公共測量の実施の通知 (4件)	(用地対策課) 2
公告	
○建設業法に基づく処分	(土木政策課) 2

規 則

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年10月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第88号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。
第68条の表中「第3条の3第3項」を「第3条の3第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第608号

令和7年9月農林水産省告示第1294号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年10月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不分明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所

- 吾川郡清水村上分1157番地
イ 氏名
筒井 勝幸
(2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1136番地
イ 氏名
早水 玉鶴
(3)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村上分1062番地
イ 氏名
西之内 福重
(4)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村上分1150番地
イ 氏名
上村 重子
(5)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1104番地
イ 氏名
川村 嘉雄
(6)ア 登記簿記載の住所
高知市佐々木町37番地3
イ 氏名
伊藤 直幸
(7)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1168番地
イ 氏名
川村 泰博
(8)ア 登記簿記載の住所
京都府向日市寺戸町南垣内6番地 岡崎グランドハイ
ツ103号室
イ 氏名
橋本 旭生
(9)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村上分14番地
イ 氏名
川村 恭平
(10)ア 登記簿記載の住所
高知市唐人町3番8号 東武ハイライン503号
イ 氏名
川村 喜美
(11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町枝川2450番地103
イ 氏名
川村 靖
(12)ア 登記簿記載の住所

- 吾川郡吾北村清水上分1038番地
イ 氏名
大久保 依光
(13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1185番地
イ 氏名
西之内 敬明
(14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1144番地
イ 氏名
川村 嘉久
(15)ア 登記簿記載の住所
高知市鴨部654番地8
イ 氏名
山中 健利
(16)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1013番地
イ 氏名
山中 英運
(17)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分2286番地
イ 氏名
山中 春喜
(18)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水上分1560番地
イ 氏名
川村 勝重
(19)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水上分1959番地
イ 氏名
川村 勝重
(20)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水上分2072番2号地
イ 氏名
西内 頼昌
2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字キシノ下タ3060、3061、3064の6から3064の11まで、字サテ藪3068の1、3068の2、字サデ藪谷山2995の7、字ズズ山3954から3958まで、字ム子荒3053の4から3053の9まで、字ヤシキガウチ3884、3888、3889、字猿額山3960、字牛王山上ミ2994の1、2994の3、2994の6から2994の16まで、2994の18、2994の19、字向山3067、字佐手藪山2995の6、字山葉ヶ瀧山3959の1、字子ゴレ山3921、字大平3069のイ、3069のロ、3070の1、3070の2、3071、

<p>3088、3089、字程野山3040の1から3040の10まで、字桧尾畝山3066、字桧尾畝留加山3065（国有林）、字下保口山3048の2（国有林）、字中島屋山3050（国有林）、字段々山2883の1、2883の2</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第609号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年9月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年10月14日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和7年8月21日から令和8年1月30日まで</p> <p>3 作業地域 土佐郡大川村小麦畝、大平地内</p> <p>高知県告示第610号 高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年9月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年10月14日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和7年9月18日から同年12月3日まで</p> <p>3 作業地域 高知市鏡的湊</p> <p>高知県告示第611号 高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年9月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年10月14日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）</p> <p>2 作業期間</p>	<p>令和7年8月27日から令和8年3月14日まで</p> <p>3 作業地域 四万十市鶴ノ江</p> <p>高知県告示第612号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年10月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年10月14日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（現地測量）</p> <p>2 作業期間 令和7年10月2日から令和8年2月14日まで</p> <p>3 作業地域 南国市稲生</p> <p style="text-align: center;">----- 公 告 -----</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 令和7年10月14日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 処分をした年月日 令和7年10月2日</p> <p>2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地 株式会社エレパ 代表取締役 上田 哲也 高知市南御座2番12号</p> <p>3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）以外の工事に係るもの (2) 営業の停止の期間 令和7年10月16日から同月18日までの3日間</p> <p>4 処分の原因となった事実 株式会社エレパは、民間工事において、建設業法第3条第1項の建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽</p>	<p>微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結していた。 このことは、建設業法第28条第2項第2号の規定に該当する。</p>
---	--	--